

滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年9月27日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員 若林 忠彦

監査委員 佐藤 健司

別紙

1 監査の実施日 令和6年8月21日（水）

2 監査の実施場所 滋賀県厚生会館3階 滋賀県市長会会議室

3 監査の実施方針

本監査は、令和6年度監査計画に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ網羅的に行われているかどうかを主眼として、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、監査を実施した。

4 監査の対象年度

令和5年度執行分

5 監査の方法

提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、例月出納検査の結果を踏まえつつ、関係職員からの説明を聞き取る等の方法により実施した。

6 監査の結果

（1）指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行等が適切でないものとして指摘した事項はなかった。

（2）指導事項

監査の結果、財務に関する留意改善事項や、合理的な事務の執行について指導した事項はなかった。

(3) 意見

保健事業については、令和6年度を開始年度とする第3次保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、PDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的に実施し、評価にあたっては共通評価指標を活用し、広域連合として市町の特性を理解したうえで、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的実施など、市町に寄り添った事業を確実に展開されたい。また、保険者インセンティブ交付金については、保健事業を実施するうえで貴重な財源となることから、市町と連携を図りながら更なる交付金の獲得に努めるとともに、有効な取組に活用できるよう検討されたい。

また、口腔機能に着目した事業については、オーラルフレイル対策として、健康寿命の延伸にも繋がることから、滋賀県が取り組む滋賀県歯科保健計画「歯つらつしが21（第6次）」等とも連携を図りながら、より効果的な事業を実施されたい。

次に、医療費の適正化については、ジェネリック医薬品の普及率が国の目標値を達成しているものの引き続き目標をもって取り組むとともに、最近の新薬の保険適用により高額医薬品の普及が進むことが考えられ、医療給付費に与える影響が大きいことから、その動向について十分に注視するとともに、保険者として適正利用の呼びかけ等に取り組まれない。また、重複頻回受診者訪問事業や医療費通知など委託事業については、相互で課題を検討する場を設置するなど、更に委託効果が向上するよう調整を図られたい。

今後も、国の制度改正や団塊の世代の加入と相まって、業務量の増加、多様化、複雑化が予想されることから、業務委託やDXの推進による事務の省力化・効率化による円滑な制度運営に取り組まれるとともに、市町からの派遣職員等で構成する組織の特殊性に鑑み、継続した人材育成等により、職員本来の能力を発揮し、質の高い事務を遂行できる職場づくりに取り組まれたい。